別紙様式第1(第19条関係)

保　険　料　計　算　書

(組合名　　)　　(　　年)

科目	金額		
	決済用貯金	一般貯金等	合計
			千円
Ⅰ　貯　金　等			
1　貯金			
2　定期積金	―		
3　指定金銭信託合同運用口及び貸付信託	―		
4　農林債	―		
Ⅱ　除かれる貯金等			千円
1　外貨貯金	―		
2　譲渡性貯金	―		
3　特別国際金融取引勘定において経理された貯金	―		
4　日本銀行、農水産業協同組合その他の金融機関からの貯金等			
5　農林債(募集債又は保護預り契約が終了したもの)	―		
6　農水産業協同組合貯金保険機構からの貯金等			
7　無記名貯金等			
8　振替貸付信託受益権等	―		
Ⅲ　基準貯金等(Ⅰ－Ⅱ)			千円
Ⅳ　法第69条の2第2項の規定により決済用貯金とみなされる一般貯金等	千円	千円	―
Ⅴ　特定決済債務		―	千円
Ⅵ　基準決済用貯金(Ⅲ＋Ⅳ＋Ⅴ) 基準一般貯金等(Ⅲ－Ⅳ)			千円
Ⅶ　保険料 (Ⅵ×保険料率)	(決済用貯金に係る保険料率　%)	(一般貯金等に係る保険料率　%)	円

(備考)

1　Ⅰの1から4までは、法第2条第2項第1号から第4号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。

2　Ⅱの1は法第51条第1項に規定するものに該当するものとする。Ⅱの2及び3は令第6

条第1号及び第2号に、Ⅱの4は同条第3号及び第4号並びに令第6条の2第3号及び第4号に、Ⅱの5は令第6条第5号に、Ⅱの6及び7は同条第6号及び第7号並びに令第6条の2第5号及び第6号に、Ⅱの8は令第6条第8号に掲げるものにそれぞれ該当するものとする。ただし、Ⅱの1又は4に該当する貯金で特別国際金融取引勘定において経理された貯金については、Ⅱの3に計上し、Ⅱの1又は4には計上しないこととする。また、Ⅱの4(特別国際金融取引勘定において経理された貯金を除く。)に該当する貯金で外貨貯金の性質を有するものは、Ⅱの1に計上し、Ⅱの4には計上しないこととする。なお、確定拠出年金の積立金の運用に係る貯金等については、Ⅱの4には含まれない。

3　Ⅰ及びⅡの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ての上記載する。なお、その場合であってもⅠからⅡを差し引いた計数がⅢに合致するよう調整して記載することとする。

4　Ⅳに該当する金額を決済用貯金及び一般貯金等の両方の欄に記載することとする。

5　Ⅳ及びⅤの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ての上記載する。なお、その場合であっても基準決済用貯金についてはⅢにⅣを足した上Ⅴを足した計数及び基準一般貯金等についてはⅢからⅣを差し引いた計数がそれぞれⅥに合致するよう調整して記載することとする。

6　Ⅴの特定決済債務の額については、特定決済債務に係る保険料の額が決済用貯金に係る保険料の額を定める法第51条の2第1項の規定を読み替えて適用することにより算出されることから、決済用貯金の欄に記載することとする。

7　Ⅶの決済用貯金に係る保険料率及び一般貯金等に係る保険料率は、法第51条の2第1項に規定する率及び法第51条第1項に規定する保険料率にそれぞれ該当するものとする。

8　保険料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ての上記載する。

担当部課名＿＿＿＿＿＿＿＿　(電話番号)＿＿＿＿＿＿＿＿
担 当 者 名＿＿＿＿＿＿＿＿　(FAX番号)＿＿＿＿＿＿＿＿